

学校いじめ防止基本方針

群馬県立伊勢崎特別支援学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下の通り定める。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒が安全に、安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止のための対策を講じる。
- (2) 児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをし、いじめの未然防止に努める。
- (3) 地域、家庭と連携し、いじめの早期発見と迅速な対応に努め、いじめを把握した際は速やかに組織的に対応する。

2 校内組織

本校は、「伊勢崎特別支援学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

なお、情報収集を毎月1回生徒指導部会で行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
 - (2) 委員 教頭、学部主事、生徒指導主事、学年主任、生徒指導係教諭、養護教諭
- ※個々の事案に応じ、学級担任、学年職員を加える。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る児童生徒への指導と具体的取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った児童生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに県教育委員会又は学校のもとに組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするように努める。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取り組み内容を定期的に点検し、改善に努める。